

特定非営利活動法人ゆう 時給表

令和3年10月分より適用

(1)	時給	A	1,041 円	研修中の方。1年以上ケースに入っていない方	
		B	1,045 円	研修終了後、原則月平均25時間未満の方	
		C	1,050 円	契約後3年以上、原則月平均25時間以上の方	
		D	1060 円以上	契約後5年以上、原則月平均25時間以上実働あり 原則すべての利用者に対応でき、複数の事業にかかわっていること 介護職員初任者研修、または行動援護従事者研修、または同行援護従業者研修、修了者	
		E	1,380 円	1対1で、家事援助・重度訪問介護・同行援護・移動支援(身体あり)を1.5時間以上対応したとき(処遇改善手当250円含む)	
		F	1,430 円	1対1で、身体介護・行動援護を対応したとき(処遇改善手当250円含む)	
(3)	精勤手当		450 円	25～51時間未満	
			750 円	51～61時間未満	
			1,100 円	61～81時間未満	
			1,700 円	81～100時間未満	
			1,900 円	100時間以上	
(4)	交通費	400 円	1時間以上のケース1件につき(車の直送りはつきません)		
(5)	キャンセル (別ケースになった場合は発生しません)	520 円	前日	1.5時間までのケース	1件
		@220 円		1.5時間以上のケース	時間数×単価+300円
		@520 円	当日	単価×時間数	
(6)	ミーティング	1,200 円	1回につき		
	運転手当	500 円	3時間以上の場合、1回につき		
	ガソリン手当	100 円	優友車へガソリンをいれた場合、1回につき。 自家用車で3時間以上の場合、1回につき。		
	ワンマン手当て	500 円	車を使わずに1対1で3時間以上のケースをやったとき		
	休日出勤手当	200 円	土・日・祝日のケースで、1回1.5時間以上4時間未満(処遇改善手当)		
		400 円	土・日・祝日のケースで、4時間以上 (1日複数ケースの場合は、合算時間数)(処遇改善手当)		
	研修担当手当て	200 円	研修・ボラの人を担当したとき		

* 交通費について

公共交通機関利用して利用者のお宅に伺うとき、東久留米駅発着のバス・電車代が、400円を超えた場合は、月末提出の手当請求に記入して請求してください。給料と一緒に差額をお支払します。

- * 給与明細を25日にお渡しします。(金融機関が休日の場合は前日支払いです。)ご確認後、修正がある場合は月末までをお願いします。
- * 不明な点は事務所に問い合わせください。
- * 宿泊の場合は、22:00～7:00まで宿直手当として10,000円。それ以外の時間は時給です。
- * てんとうむし、アフターファイブの交通費、宿泊は別設定になります。
- * 事務所の判断で、時給A～D以外の場合もあります。